

株 主 各 位

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

[第57期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）]

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.axyz-grp.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社アクシーズ

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	計
提出会社	20百万円	－百万円	20百万円
連結子会社	－	－	－
計	20	－	20

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

I. 決議の内容の概要

株式会社アクシーズ（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を次のとおり整備する。

(1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役並びに社員、従業員、嘱託及びパートタイム労働者（以下「社員等」という。）が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等を適切に管理する。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社のリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定め、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に取締役会に報告し、進捗・改善を促す。また、経営上重要な業務執行事項や諸課題を審議し、取締役会及び取締役社長を補佐する組織として取締役、常勤の監査等委員である取締役及び各部署の長で構成する経営会議を置く。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

- (5) ①から④に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社の職務の執行状況及びその他事業活動に係る重要な事項については、当社の取締役会等にて報告を行う。

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関するプロジェクトチームを設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるためのシステムを含む体制を構築する。当社の内部監査部門は当社及びグループ各社の内部監査を内部監査規程に基づいて実施する。

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。新たに発生したリスクについては当社の取締役会において速やかに担当部署を定める。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を当社の取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社の取締役等は、組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定める。その進捗状況について定期的に当社の取締役会等に報告し、進捗・改善を促す。併せて、業務の効率化を実現するためITを活用したシステムを構築する。

④当社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の子会社は、倫理綱領をはじめとするコンプライアンス関連規程を整備し、取締役等及び社員等が法令、定款、社会倫理等を厳格に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を行うことの重要性を周知徹底する。そのため、当社の経営企画室においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、教育・普及に努める。内部監査部門はコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に当社の取締役会等に報告されるものとする。法令等に照らし疑義のある行為等について社員等が直接情報提供を行う体制を構築・運営する。

- (6) 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社の監査等委員である取締役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令できるものとする。

- (7) (6) の従業員の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
当社の監査等委員である取締役から監査業務に必要な命令を受けた社員等は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令を受けないものとする。
- (8) 当社の監査等委員である取締役の(6) の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員である取締役の職務を補助する従業員の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員である取締役の同意を得るものとする。
- (9) ①及び②に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等は、常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の施行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等にその説明を求めることができる。
- ②当社の子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役等は、当社の常勤の監査等委員である取締役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。また、当社の監査等委員である取締役は、必要に応じて取締役等にその説明を求めることができる。
- (10) (9) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員である取締役に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社員等が、報告をしたことを理由として、不利な取扱いをしてはならないものとする。
- (11) 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払、又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- (12) その他当社の監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議に出席し意見を述べるることができるものとする。取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行う。

Ⅱ．体制の運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針に基づき、下記の取組みを実施しております。

- (1) 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。
- (2) リスク管理規程により、経営企画室において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。内部監査部門がグループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役に報告し、取締役会において改善策を審議・決定しております。
- (3) 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- (4) 監査等委員である取締役は、取締役会及び経営会議等に参加しております。また、取締役社長は監査等委員である取締役との間で定期的に意見交換を行っております。
- (5) 監査等委員である取締役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年7月1日)
(至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	452	428	11,493	△1	12,373
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△421		△421
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,807		1,807
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,386	△0	1,385
当 期 末 残 高	452	428	12,880	△1	13,759

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	71	71	12,444
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△421
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,807
自 己 株 式 の 取 得			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△15	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△15	△15	1,370
当 期 末 残 高	55	55	13,815

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

連結子会社の数……………7社
主要な連結子会社の名称……………株式会社アクシーズフーズ
株式会社アクシーズケミカル
錦江飼料株式会社

持分法適用の関連会社の数…………… 1 社
 主要な会社等の名称…………… 有限会社南九州バイオマス

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

工具、器具及び備品 2～10年

- . 無形固定資産

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - . 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための基本となる事項
 - イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - . 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、原則として連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 - ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却を行うこととしております。
 なお、金額的重要性の乏しい場合には、発生年度の損益として処理することとしております。
 - ニ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産
- 建物及び構築物

12百万円
- 土地

1,749
- 計

1,762
- 上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額
- 7,496百万円
3. 保険差益等による圧縮記帳額
- 280百万円
- (うち、当連結会計年度の圧縮記帳額)
- (6百万円)

【連結損益計算書に関する注記】

1. 固定資産圧縮損
- 固定資産圧縮損は、保険差益の受入額を建物及び構築物と工具、器具及び備品の取得価額から直接控除したものであります。
2. 減損損失
- 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
外食	工具、器具及び備品等	兵庫県神戸市	0百万円

当社グループは、報告セグメントを基準として、食品、外食及び遊休資産にグループ化し、減損損失の認識を行っております。

外食につきましては、収益性の観点から閉鎖の意思決定を行った外食店舗において、帳簿価額の全額を減損損失として特別損失に計上しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当連結会計年度末株式数
普通株式	5,617,500株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年9月21日 定時株主総会	普通株式	421	75.00	2018年6月30日	2018年9月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	449	80.00	2019年6月30日	2019年9月19日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

社債は、主に運転資金と設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、すべて固定金利の調達であり金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁者の承認を得て行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,543	6,543	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,883	1,883	—
(3) 投資有価証券	298	298	—
(4) 長期貸付金	139	140	1
資産計	8,864	8,865	1
(1) 買掛金	424	424	—
(2) 1年内償還予定の社債	35	35	—
(3) 未払金	1,155	1,155	—
(4) 未払法人税等	363	363	—
負債計	1,979	1,979	—
デリバティブ取引(※)	△3	△3	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 1年内償還予定の社債、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	38百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	2,460円01銭
1 株当たり当期純利益	321円81銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2018年7月1日)
(至 2019年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
					特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	452	428	428	41	572	2,250	6,068	8,932
当 期 変 動 額								
特別償却準備金 の 取 崩					△141		141	－
剰 余 金 の 配 当							△421	△421
当 期 純 利 益							1,700	1,700
自己株式の取得 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△141	－	1,421	1,279
当 期 末 残 高	452	428	428	41	431	2,250	7,489	10,212

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1	9,811	61	61	9,873
当 期 変 動 額					
特別償却準備金 の 取 崩		－			－
剰 余 金 の 配 当		△421			△421
当 期 純 利 益		1,700			1,700
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)			△15	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,279	△15	△15	1,263
当 期 末 残 高	△1	11,091	46	46	11,137

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料……………売価還元法による原価法。但し、原材料のうち飼料については先入先出法による原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………2 ～47年

構築物……………2 ～35年

機械及び装置……………4 ～16年

工具、器具及び備品……………2 ～10年

5. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、原則として期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

建物	12百万円
土地	1,749
計	<u>1,762</u>

上記資産には、銀行取引に関わる根抵当権及び抵当権が設定されておりますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物	1,298百万円
構築物	304
機械及び装置	304
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	<u>3,918</u>
計	5,837

3. 保険差益等による圧縮記帳額

(うち、当事業年度の圧縮記帳額)	(279百万円 6百万円)
------------------	-------------------

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	6

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	278百万円
仕入高	5,838
その他	436
営業取引以外の取引による取引高	202

2. 固定資産圧縮損

固定資産圧縮損は、保険差益の受入額を建物及び工具、器具及び備品の取得価額から直接控除したものであります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

自 己 株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普 通 株 式	1,649株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	44 百万円
役員退職慰労引当金	9
減損損失	145
投資有価証券評価損	1
未払事業税	17
その他	24

繰延税金資産小計	243
----------	-----

評価性引当額	△159
--------	------

繰延税金資産合計	84
----------	----

繰延税金負債

特別償却準備金	△189
その他有価証券評価差額金	△21

繰延税金負債合計	△210
----------	------

繰延税金負債の純額	△126
-----------	------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5 %
--------	--------

(調整)

受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.5
法人税額の特別控除額	△0.4
法人税等還付税額	△0.7
その他	△0.3

税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6
-------------------	------

【関連当事者との取引に関する注記】

親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 の 所有(被所有)の 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 ※ 3	科目	期 末 残 高
主 要 株 主	(有) 照 国 興 産	(被所有) 直接 10.68	各種保険契約 の取次	再生可能エネ ルギー設備の 取得 ※ 1	1,412	構 築 物	7
						機 械 及 び 装 置	984
						工 具 器 具 及 び 備 品	0
						そ の 他 (投資その 他の資産)	276

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議 決 権 の 所有(被所有)の 割 合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 ※ 3	科目	期 末 残 高
子会社	錦 江 湾 飼 料 (株)	(所有) 直接 100.00	飼料原料の供 給及び飼料製 造の委託	飼料の仕入等 ※ 2	5,157	買 掛 金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (有)照国興産からの再生可能エネルギー設備の取得につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
2. 錦江湾飼料(株)からの飼料の仕入単価につきましては、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	1,983円20銭
1 株当たり当期純利益	302円83銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。